

NPOを対象とした補助事業等の概要をまとめました。 ぜひご利用ください。

(令和7年度版)

■ 高知県地域活性化支援事業費補助金	1
■ 高知県中山間地域生活支援総合補助金(生活用品確保等支援事業)	2
■ 高知県移住促進事業費補助金(NPO等支援事業)	4
■ 高知県自殺対策強化事業費補助金	5
■ 高知県依存症対策支援事業費補助金	9
■ 令和7年度高知県出会いのきっかけ応援事業費補助金	11
■ 高知県子ども食堂支援事業	12
■ 高知県産業振興推進総合支援事業費補助金	14
■ 高知県新事業創出支援事業費補助金	16
■ 高知県地域課題解決起業支援事業費補助金	17
■ 高知県ヘルスケア産業実証実験支援事業費補助金	19
■ 高知県デジタル技術活用促進事業費補助金	20
■ 高知県地域外プロフェッショナル人材活用促進事業費助成金	22
■ 高知県戦略的製品開発推進事業費補助金	23
■ 事業戦略等推進事業費補助金	27
■ 高知県空き店舗対策事業費補助金	29
■ 高知県中山間地域商業等機能維持支援事業費補助金	30
■ 高知県観光振興推進総合支援事業費補助金	31
■ 高知県特産農畜産物販売拡大総合支援事業費補助金	33
■ こうち山の日推進事業	34
■ 山の学習支援事業のうち山の一日先生派遣、宿泊型学習事業(学校行事以外)	35
■ 森林・山村多面的機能発揮対策支援事業	36
■ 高知県緑化促進事業費補助金	37
■ 高知県木の香るまちづくり推進事業費補助金	39
■ 令和7年度高知県豊かな環境づくり総合支援事業費補助金	40

お問い合わせ先等について

この資料は、高知県が行っている事業のうち、NPO等を対象とした事業について、関係課から県民生活課に情報提供されたものをまとめたものです。

事業の詳細については、各事業調書の下欄に記載していますお問い合わせ先へお願いします。

高知県文化生活部県民生活課

高知県地域活性化支援事業費補助金

事業種別	補助事業
事業の目的	<p>地域団体等が主体となつて行うまちづくりや伝統・文化の保存、自然環境の保全等の地域活性化の取組を支援する</p> <p>※補助事業の財源として、クラウドファンディング(CF)によるふるさと納税の寄附金を活用</p>
補助(委託等) 対象事業の概要	<p>NPOなどの団体が地域課題の解決を図る目的で行う地域活性化の取組例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域資源を活かしたまちづくりを図る事業 ・伝統・文化の保存や活用を図る事業 ・自然環境や景観保全を図る事業 ・安心・安全な地域づくりを図る事業 ・福祉・健康づくりを図る事業 ・地域間交流・人材育成を促進する事業
補助(委託等) 対象事業者の 種類	<p>県内に事務所または活動拠点を有する法人または任意団体</p> <p>※営利を目的とする企業の場合、地域活性化のための社会貢献活動(非営利)を対象</p>
補助率・補助額・ 補助対象経費 (委託金額・委託 料対象経費)	<p>【補助率】 定額</p> <p>※寄付額からCFサイト手数料等を除いた額を交付</p> <p>【補助額】 下限額:50万円 上限額(目安):200万円</p> <p>※ただし、寄附目標額を達成した場合のみ交付</p> <p>【補助対象経費】 取り組みを実施するうえで必要な経費</p> <p>※団体の経常的経費、人件費、食料費は除く</p>
申請手続・申請 時期	<p>通年</p> <p>※予算額に達し次第、終了</p>
その他留意事項	
問い合わせ先	<p>総合企画部 政策企画課 担当者名:吉本、藤原</p> <p>電話:088-823-9563 FAX:088-872-5494</p> <p>メールアドレス:080201@ken.pref.kochi.lg.jp</p>

高知県中山間地域生活支援総合補助金(生活用品確保等支援事業)

事業種別	補助事業
事業の目的	中山間地域における地域住民の生活を支える生活用品の確保を図る。
補助(委託等) 対象事業の概要	<p>中山間地域における、地域の見守り活動等の取組と併せて実施する買い物支援に必要なハード事業又はソフト事業(広域連携事業においては中山間地域を中心に事業展開を行う場合を含む。)</p> <p>(1)地域内事業 単一市町村内又は隣接する2～3市町村内で完結する事業</p> <p>(2)広域連携事業 3市町村を超える広域にわたる事業で、県と関係市町村で構成する協議会等で合意形成を行う必要がある事業</p>
補助(委託等) 対象事業者の 種類	<p>(1)地域内事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村等 ・NPO法人、公益法人、地方自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体、農業協同組合、消費生活協同組合、医療法人、社会福祉法人、商工会議所又は商工会(以下「NPO法人等」という。) ・企業又は個人事業者(以下「企業等」という。) ・その他市町村が認める団体等 <p>(2)広域連携事業</p> <p>市町村及び県で構成された協議会等(以下「協議会等」という。)で承認された次に掲げる者又は団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NPO法人等 ・企業等 ・その他協議会等が認める団体
補助率・補助額・ 補助対象経費 (委託金額・委託 料対象経費)	<p>(1)地域内事業</p> <p>①補助対象経費</p> <p>ア 仕組みづくりのための調査等に要する経費 生活用品の確保と併せて、地域の見守り活動等の取組を複合して実施する仕組みづくりのための調査、広報等による利用促進活動等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前調査又は検討に係る経費(謝金、旅費、会議費、消耗品費等) ・試行に要する経費(車両リース料、店舗賃借、運営に係る人件費、燃料費、通信費等) ・利用促進のための広報等に係る経費(リーフレット等作成費) <p>イ 事業の実施に必要な設備等に要する経費 生活用品の確保のために必要な車両、店舗設備又は付帯する備品等の購入に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両購入費、店舗設備整備費又は備品購入費

	<p>ウ 生活用品を確保するためのデジタル化に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前調査又は検討に係る経費(謝金、旅費、会議費、消耗品費等) ・試行に要する経費(通信費等) ・利用促進のための広報等に係る経費(リーフレット等作成費) ・店舗設備整備費又は備品購入費 <p>②補助率 2分の1以内(事業実施主体が企業等の場合3分の1以内)</p> <p>③補助限度額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象経費ア、イ 1事業当たり 2,000 万円 ※ただし試行に要する人件費1人当たり 100 万円 ・補助対象経費ウ 1事業当たり 300 万円 <p>(2)広域連携事業</p> <p>①補助対象経費</p> <p>ア 仕組みづくりのための調査等に要する経費 生活用品の確保と併せて、地域の見守り活動等の取組を複合して実施する仕組みづくりのための調査、広報等による利用促進活動等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前調査又は検討に係る経費(謝金、旅費、会議費、消耗品費等) ・試行に要する経費(車両リース料、店舗賃借、運営に係る人件費、燃料費、通信費等) ・利用促進のための広報等に係る経費(リーフレット等作成費) <p>イ 事業の実施に必要な設備等に要する経費 生活用品の確保のために必要な車両及び付帯する備品等の購入に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両購入費及び備品購入費 <p>②補助率 3分の2以内</p> <p>③補助限度額 1事業当たり 5,000 万円 ※ただし試行に要する人件費1人当たり 100 万円</p>
申請手続・申請時期	<p>通年 ※予算額に達し次第、終了</p>
その他留意事項	<p>詳細は、中山間地域対策課HPをご覧ください。 https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/080000/080601/</p>
問い合わせ先	<p>総合企画部 中山間地域対策課 担当者名 山下、川島</p> <p>電話 088-823-9622 FAX 088-823-9258 メールアドレス 080601@ken.pref.kochi.lg.jp</p>

高知県移住促進事業費補助金(NPO 等支援事業)

事業種別	補助事業	
事業の目的	移住及び交流を促進することにより地域の活性化につなげる事業を支援する。	
補助(委託等) 対象事業の概要	地域の課題解決が図られ、移住につながる効果が見込まれる事業等。	
補助(委託等) 対象事業者の 種類	NPO等(活動範囲が2市町村以上であること)	
補助率・補助額・ 補助対象経費 (委託金額・委託 料対象経費)	補助率:定額	
	補助対象経費、補助限度額:	
	補助対象経費	補助限度額
	NPO 等が実施する移住及び交流を促進するためのソフト事業に要する経費	1団体当たり50万円
	移住促進を行う全県的な NPO 等のネットワーク組織(高知家移住促進プロジェクト)が実施する移住及び定住を促進するためのソフト事業に要する経費	1団体当たり200万円
申請手続・申請 時期	3月中旬頃に高知県へ交付申請を行う。 以降は随時受付(予算額に達するまで)	
その他留意事項	新しく事業をお考えの団体は事前にご相談をください。	
問い合わせ先	総合企画部 移住促進課 担当者名:松浦 電話 088-823-9755 FAX 088-823-9756 メールアドレス 080701@ken.pref.kochi.lg.jp	

高知県自殺対策強化事業費補助金

事業種別	補助事業
事業の目的	若年層に特化した自殺対策や、自殺未遂者の再発防止等に関する自殺対策等、特に必要性の高い自殺対策に取り組む民間団体の活動を支援する
補助(委託等) 対象事業の概要	別紙参照
補助(委託等) 対象事業者の 種類	(1)自殺対策事業を的確に遂行することができると思われる団体であること。 (2)高知県内に事業所を有し、原則として、自殺対策に1年以上の活動実績を有すること。ただし、知事が特に認めた場合は、この限りでない。 (3)宗教活動、政治活動、選挙活動を目的とする団体又は暴力団若しくは暴力団の統制下にある活動を目的とする団体ではないこと。
補助率・補助額・ 補助対象経費 (委託金額・委託 料対象経費)	別紙参照
申請手続・申請 時期	申請手続:申請書類の提出による 申請時期:未定(国及び県の地域自殺対策強化交付金交付要綱制定後)
その他留意事項	
問い合わせ先	子ども・福祉政策部 障害保健支援課 担当者名 川谷 電話:088-823-9669 FAX:088-823-9260 メールアドレス:060801@ken.pref.kochi.lg.jp

【参考】地域自殺対策強化交付金のメニュー

1 事業区分	2 事業内容		3 対象経費	4 補助率	
	目的	内容(例)		市町村等	市町村等以外
(1) 対面相談事業	自殺に関する悩みを抱える者等に対して、相談会の開催や相談窓口を設置し、経済・生活問題、労働問題、健康問題、家庭問題、孤立等、自殺の背景・原因となる様々な要因について、専門家等が必要に応じて連携を図りながら相談支援を実施することにより自殺を未然に防ぐこと、また、自殺に関する悩みを抱える者等に対して支援を行っている関係行政機関等や民間団体等の相談担当者、家族や友人等が、対応に苦慮する中で孤立し、疲弊することのないように支援することを目的とする。 なお、児童生徒のみを対象とする事業は、交付対象としない。	<ul style="list-style-type: none"> ・心の健康等の健康要因に関する相談会や、自殺の社会的要因である失業、倒産、多重債務、労働問題等に対する生活相談と併せて行う総合支援相談会の開催等 ・個別相談に対応するための対面式の相談窓口の設置や、既存窓口の充実等 ・伴走型支援に対応するための相談窓口の設置や、既存窓口の充実等 ・他の分野の相談事業における相談者や他の支援制度の利用者に対して、必要に応じて行う保健所、市町村の保健センター等による訪問相談等 ・若者をはじめとする住民の孤立予防やメンタルヘルス向上を支援するための居場所づくり（傾聴サロンの設置、運営等） ・生きる力を底上げするため悩みを分かちあえる集い等の設置、運営 ・相談担当者や家族等の支援者等への支援 等 	事業実施に必要な下記の経費 <ul style="list-style-type: none"> ・報酬 ・賃金（共済費を含む。） ・報償費 ・旅費 ・需用費（食糧費を除く） ・役務費 ・使用料及び賃借料 ・工事費（電話相談事業に必要な電話回線の工事に伴うものに限る。） ・備品購入費 ・委託料（上記の経費に限る。） ・負担金 		
(2) 電話・SNS相談事業	自殺に関する悩みを抱える者等に対して、電話等の相談窓口を設置し、経済・生活問題、労働問題、健康問題、家庭問題、孤立等自殺の背景・原因となる様々な要因について、専門家等が必要に応じて連携を図りながら相談支援を実施することにより自殺を未然に防ぐことを目的とする。 なお、児童生徒のみを対象とする事業は、交付対象としない。	関係行政機関や民間団体が実施する電話、メール、WEB、SNS、無料通話アプリ（アプリ間の無料通話機能による電話）等による相談事業の実施に係る <ul style="list-style-type: none"> ・電話回線の敷設やWEB相談ページの開設等 ・相談対応者の配置、24時間対応に係る相談員の増員等 ・相談支援コーディネータの配置や相談者へのフォローアップ等 ・フリーダイヤルの設置やリスティング広告の表示 等 			
(3) 人材養成事業	関係行政機関等や民間団体等の相談担当者、公衆衛生や精神保健、福祉等の専門家など、自殺対策に携わる人材の養成のほか、自殺の危険性の高い人の早期発見、早期対応を図るため、民間企業等の管理職等、かかりつけ医や学校教職員等、民生委員や児童委員、地域住民に対して、包括的な生きる支援としての自殺対策の重要性に関する理解を持つ人材等を養成する。また、これら地域の人的資源の連携を調整し、包括的な支援の仕組みを構築する役割を担う人材を養成する。	<ul style="list-style-type: none"> ・関係行政機関等や民間支援団体等の相談担当者、公衆衛生や精神保健、福祉等の専門家など、自殺対策に携わる人材の養成や、養成研修等への派遣 ・これら地域の人的資源の連携を調整し、包括的な支援の仕組みを構築する役割を担う人材の養成や、養成研修等への派遣 ・e-ラーニング等を活用した関係行政機関等や民間団体等の相談担当者への研修の実施等 		1/2	10/10
(4) 普及啓発事業	生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する国民の理解が深まるよう、自殺や自殺関連事象に対する正しい知識を普及啓発する。とりわけ、悩みを抱えたときに周囲に対して助けを求めることに心理的な抵抗を感じさせるような「弱音を吐くことや多重債務等の悩みを打ち明けること、精神疾患への罹患等是不名誉で恥ずかしいものである」という間違った社会通念を払拭することや、自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であって、その場合には誰かに援助を求めることは適切であり躊躇する必要はないことが社会全体の共通認識となるよう積極的に普及啓発を実施することを目的とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・シンポジウム、講演会等の開催等 ・図書館や公共施設など人が多く集まる場所でのパネル展示等 ・啓発用のカードやパンフレット等の作成・配布 ・新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等による広報等 			
(5) 自死遺族支援機能構築事業	自殺で親族等を亡くした遺族等に対する総合的な支援を強化する。とりわけ、自死遺族等が必要とする支援情報の提供体制を全国各地で整備し、遺族等の自助グループ等の地域における活動支援や遺族等への相談支援、自死遺児への支援を強化する。	<ul style="list-style-type: none"> ・学校、職場で自殺が起きた時の遭された家族や関係者に対する支援の促進（自殺発生直後の職場における対応マニュアルや学校の教職員向けの自殺発生直後の対応及び遺児支援等に関する資料の普及） ・各地域における遺族等が必要とする支援策等に係る情報提供の推進及びそのための体制の整備 ・遺族等の自助グループ（わかちあいの会）等の設立や運営支援 ・遺族等への法律面や生活面における相談支援 ・遺児のための総合的な育成支援活動の実施及びそのために必要な研修や協議等の実施 等 			

【参考】地域自殺対策強化交付金のメニュー

1 事業区分	2 事業内容		3 対象経費	4 補助率	
	目的	内容（例）		市町村等	市町村等以外
(6) 計画策定実態調査事業	自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第13条第2項に規定された市町村自殺対策計画について、当該地域の状況に応じた総合的かつ効果的な取組等の計画策定を進めて、当該地域における自殺対策のPDCAサイクルが回るようにするため、新規計画策定又は既存計画の見直し時に係る事業を支援することを目的とする。なお、今後計画を策定又は見直しする段階においては、厚生労働省が策定した「都道府県自殺対策計画策定の手引」「市町村自殺対策計画策定の手引」を参考にしつつ、市町村においては各都道府県の地域自殺対策推進センターの助言等を受けながら進めること。 また、計画策定又は見直し後、計画に基づく取組の進捗状況を検証・評価するための、外部機関や外部関係者を集めた会議を開催する場合、交付対象となるのは会議1回分に限る。	<ul style="list-style-type: none"> 計画策定又は見直しに必要な調査研究等 計画策定又は見直しに必要な研修会等の実施 計画策定又は見直しに必要な自殺対策連絡協議会等の自殺対策の検討の場の設置及び運営等 	事業実施に必要な下記の経費 ・報酬 ・賃金（共済費を含む。） ・報償費 ・旅費 ・需用費（食糧費を除く） ・役務費 ・使用料及び賃借料 ・工事費（若年層対策事業に係る電話相談事業及び深夜電話相談強化事業に必要な電話回線の工事に伴うものに限る。） ・備品購入費 ・委託料（上記の経費に限る。） ・負担金	1/2	
(7) 若年層対策事業	近年、自殺死亡率について、他の年齢層では減少傾向を示している中にあっても若年層は高止まりを続けており、10代後半から30代の死亡原因の第一位は自殺という状況が続いている。 こうしたことから青少年、若年層の自殺対策は重要な課題であり、青少年、若年層の心の健康の保持・増進や良好な人格形成、生活上の困難・ストレスに直面したときの対処方法を身に付けることへの支援等を行うことを目的とする。	<ul style="list-style-type: none"> 若年層（40歳未満）及び若年層を支援する者に対する(1)対面相談事業から(4)普及啓発事業に掲げる事業（児童、生徒等を含む若年層が、生活上の困難や心理的ストレスに直面した際、周囲に対して助けを求めることができる力を身に付けさせるための教育や啓発、教職員等に対する若年層の自殺予防に関する養成研修等） 中学生以下の者に対する事業と併せてその保護者（40歳以上を含む。）に対しても行う事業 自殺予防を目的とした絵本の読み聞かせ等の出前授業等による啓発や研修 			
(8) SNS地域連携包括支援事業	若者の多くがSNSを日常的なコミュニケーション手段として用いている現状を踏まえ、若者が相談しやすい体制を構築するために、SNSを活用した相談支援等を行う。	若年層を対象として、関係行政機関や民間団体が実施するSNS等を活用した相談事業の実施に係るSNS相談ページの開設、相談対応者や相談支援コーディネータの配置及び相談者へのフォローアップの実施等 ただし、（2）及び（9）に該当するものを除く			
(9) 深夜電話相談強化事業	我が国における自殺は、深夜と早朝にピークを形成しており、当該時間帯に電話相談を実施することにより、自殺を直前で回避できる可能性があると考えられることから、当該時間帯における電話相談窓口の設置を推進する。	関係行政機関や民間団体が、深夜（22時）から早朝（5時）にかけて実施する電話等による相談事業を実施する際に係る相談対応者の配置、増員等			
(10) 自殺未遂者支援事業	自殺者のうち約2割が自殺未遂経験者であり、自殺未遂者の自殺再企図防止は自殺対策においても最重要課題の一つである。年間約4万3千人が自損行為により緊急搬送されており、これらの者が再度自殺を企図することを防止することで、自殺者数の減少につながるため、地域において自殺未遂者を支援することを目的とする。	<ul style="list-style-type: none"> 受診時及び入院中の支援として行う心理や精神保健、保健福祉や法律等に関する専門家の配置や派遣 受診時及び入院中の支援として行う地域の精神科受診や他機関への相談に向けた連絡・調整 退院後の支援として行う相談窓口の設置、自殺未遂者・自殺未遂者の家族等向け継続的訪問相談等 自殺未遂者向けのグループワークや分かちあいの集い等への支援・保健師や精神保健の専門家、民間団体の相談員等に対する自殺未遂者対応のための研修の実施 自殺未遂者支援を目的とした依存症等の自助グループやその関係者等を対象とした自殺予防のための啓発や研修等 		2/3	10/10 （（6）を除く。）
(11) ゲートキーパー養成事業	自殺総合対策大綱（令和4年10月14日閣議決定。以下「大綱」という。）記載の以下の内容を踏まえ、ゲートキーパーの養成について集中的な取組を実施する。 ・ゲートキーパーの養成を通じて、自殺や自殺対策に関する正しい理解促進の取組を推進する。 ・自殺の危険を示すサインに気付き、声を掛け、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守ったりする、「ゲートキーパー」の役割を担う人材等を養成する。 自殺予防週間、自殺対策強化月間における集中的な広報を含め、年間を通じて広く周知を進めることにより、国民の約3人に1人以上がゲートキーパーについて聞いたことがあるようにすることを目指す。 ・若者を含め、国民一人ひとりが、周りの人の異変に気付いた場合には身近なゲートキーパーとして適切に行動することができるよう、必要な基礎的知識の普及を図る。そのため、全国的にゲートキーパー養成の取組を促進すべく、行政機関や各地域におけるゲートキーパー研修の受講の取組を進める。	<ul style="list-style-type: none"> 民間企業等の管理職等、かかりつけ医や学校教職員等、弁護士や司法書士等の法律問題に関する専門家、調剤、医薬品販売等を通じて住民の健康状態等に関する情報に接する機会が多い薬剤師や介護関係者など、様々な分野でのゲートキーパーの養成や、養成研修等への派遣 民生委員や児童委員、地域住民など、地域に密着したゲートキーパーの養成や、養成研修等への派遣 			
(12) 災害時自殺対策継続支援事業	大規模な災害の発生時においては、被災者は様々なストレス要因を抱えることとなり、自殺リスクも高まることが予想され、災害の程度によってはそのリスクも長期に及ぶことから、被災者等の孤立防止や心のケアを始めとする各般の支援を継続して実施する。	「災害時自殺対策事業」を実施した後、引き続き対応が必要な以下の取組 ・被災者又は避難者に対する自殺予防のための相談会等の開催 ・被災者又は避難者に対する自殺予防のための傾聴サロン等の実施等			

【参考】地域自殺対策強化交付金のメニュー

1 事業区分	2 事業内容		3 対象経費	4 補助率	
	目的	内容(例)		市町村等	市町村等以外
(13)災害時自殺対策事業	<p>大規模な災害の発生時においては、被災者は様々なストレス要因を抱えることとなり、自殺リスクも高まることが予想され、自殺対策の実施は極めて緊急性の高い課題であることから、被災者等の孤立防止や心のケアを始めとする各般の支援を実施することを目的とする。</p> <p>原則、災害救助法の適用を受けた災害に対する事業とし、実施期間は災害発生から一定期間が経過するまでとする（一定期間とは、原則、激甚災害に指定された災害については災害発生から3年経過後の年度末まで、その他の災害については災害発生から1年経過後の年度末までとする）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 被災者又は避難者に対する自殺予防のための相談会等の開催 被災者又は避難者に対する自殺予防のための傾聴サロン等の実施等 	<p>事業実施に必要な下記の経費</p> <ul style="list-style-type: none"> 報酬 資金（共済費を含む。） 報償費 旅費 需用費（食糧費を除く） 役務費 使用料及び賃借料 工事費（ハイリスク地対策事業に係る工事並びに災害時自殺対策事業及び地域特性重点特化事業に係る電話相談事業に必要な電話回線の工事に伴うものに限る。） 備品購入費 委託料（上記の経費に限る。） 負担金 	10/10	10/10
(14)ハイリスク地対策事業	<p>自殺多発地域（ハイリスク地。当該事業における「ハイリスク地」とは、次の各号に掲げる全ての条件を満たす地点（地域）には、地域住民以外の自殺志願者が集まるという現状があるため、当該ハイリスク地に対する取組を支援することを目的とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 比較的立入が容易な一般の公共の場所であること（自宅、勤務先は除く。） 自殺の場所として利用されやすく、そのような場所として知られていること。 一定期間において、当該場所で発見された自殺者又は自殺企図者が複数人いること。 	<ul style="list-style-type: none"> ハイリスク地における看板、電話、監視カメラ等の設置 ハイリスク地のパトロールの実施 ハイリスク地における自殺企図者の一時保護 ハイリスク地対策に関わる関係機関の連携体制の構築 等 			
(15)自殺未遂者支援・連携体制構築事業	<p>自殺未遂歴の有無や自殺未遂者の所在を通常の行政窓口において把握することは困難であり、救急病院等との連携体制の構築が課題となっている。自殺未遂者支援の前提となる、救急病院等との連携体制の構築は極めて緊急性が高いため、当該連携体制を構築するために必要な事業を支援することを目的とする。</p> <p>交付金の対象となる事業は、新たな救急病院、警察、消防との連携体制の構築に係る事業、又は、既存の連携体制に救急病院、警察、消防が新たに加わる場合に限る。また、当該事業は二次医療圏以上での連携体制の構築を想定していることから、原則、都道府県で実施することとし、実施期間は1年とする（継続して2年目以降も実施する場合や市町村で実施する場合は、「自殺未遂者支援事業」で実施することとする）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 警察、消防及び救急病院から円滑な情報提供を実施するための継続的協議の場の開催 警察及び消防職員向け自殺未遂者初期対応のための研修の実施 警察、消防等と連携した自殺未遂者（念慮者）への寄り添い型支援の実施 提供された情報を基にした支援方策の継続的な検討及び調整（ケース会議の実施等） 等 			
(16)自殺未遂者に対する地域における包括的支援モデル事業	<p>大綱において、自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐことの重要性が盛り込まれていることから、未遂者が救急病院搬入後、退院され地域に戻った際に必要な支援へのつなぎ・継続的支援を行う都道府県における推進体制を整備することを目的とする。</p>	<p>都道府県（自傷・自殺未遂レジストリの参画救急病院を所管する都道府県に限る。）において、自殺未遂者の自殺企図の再発を防止するため、地域自殺対策推進センター等にコーディネーターを配置し、「自傷・自殺未遂レジストリ」に参加している救急病院退院後の地域における必要な支援へのつなぎ・継続的支援を行う。また、都道府県の設置する地域自殺対策推進センター等と救急病院等の地域の支援機関の連携体制構築のための定期的な会議を行う。</p>			
(17)若者の自殺危機対応チーム事業	<p>小中高生の自殺者数は過去最多の水準となっており、自殺予防などへの取組について強化していく必要がある。特に、自殺未遂歴や、自傷行為等のあるハイリスク者への危機介入の強化が必要である。</p> <p>大綱においても、子どもの自殺危機に対応していくチームとして、学校、地域の支援者等が連携し自殺対策にあたることができる仕組みの構築について盛り込まれている。</p> <p>こうした状況を踏まえ、子どもの自殺対策の強化の観点から、子どもや若者の自殺危機対応チームの設置による子どもや若者の困難事案に向けた的確な取組を推進する必要がある。</p>	<p>都道府県・指定都市において、多職種の専門家で構成される「若者の自殺危機対応チーム」を設置し、市町村等では自殺未遂歴や自傷行為の経験等がある若者への対応が困難な場合に、助言等を行うモデル事業を実施する。</p> <p>事務局は地域自殺対策推進センター等を想定しており、支援対象者としては、①自殺未遂歴がある、②自傷行為の経験がある、③自殺をほのめかす言動があり、自殺の可能性が否定できない、④家族を自殺で亡くしている等の若者のうち、市町村等での対応困難な場合に対応チームによる支援を必要とする者とする。</p> <p>チームの構成としては、精神科医、心理師、精神保健福祉士、弁護士、NPO法人等、ケースや地域の実情・課題により必要な人員とする。</p> <p>チームの支援内容としては、地域の関係機関からの支援要請を受けて、以下のような取組を実施するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①チーム会議の開催；支援方針・助言等の検討 ②支援の実施；支援方針に基づく地域の関係機関への指導・助言、現地調査 ③支援の終了；地域の関係機関への引継 			
(18)地域特性重点特化事業	<p>地域における自殺の実態及び特性について分析した上で特定された、当該地域において特に対策が必要と考えられる世代及びリスク要因に対象を限定した事業を実施することにより、地域の特性に応じた効率的な対策を後押しし、地域における更なる自殺予防対策の強化を図る。</p>	<p>地域において特に対策が必要と考えられる自殺対策事業（(1)から(9)に掲げる事業）であり、かつ、対策を講ずることにより着実に当該地域における自殺者が減少すると見込まれる取組として厚生労働省が認める事業（アに掲げる目的のもと申請があり、都道府県又は市町村が、地域の特性に応じた対策等について相互の取組等を共有し補完しあうための研修や研修等への派遣、そのための広域的なネットワークの構築や運営等を含む。）とする。</p> <p>なお、厚生労働省は、都道府県又は市町村から次の項目を整理した実施予定事業の申請を受け付け、審査の上、採択を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課題の分析、事前評価 ・事業目的・内容、事業効果、達成目標 ・事後検証・評価 			

高知県依存症対策支援事業費補助金

事業種別	補助事業
事業の目的	アルコール健康障害、薬物依存症及びギャンブル依存症を抱える当事者が健全な生活を営むことができるよう、依存症に関する問題の改善に取り組む民間団体の活動を支援する
補助(委託等) 対象事業の概要	<p>(1)ミーティング活動 依存症問題を抱える当事者及びその家族が互いの悩みを共有すること並びに情報交換ができる交流活動及びその支援活動</p> <p>(2)情報提供 依存症問題を抱える当事者及びその家族の問題解決に資する情報提供を行う活動</p> <p>(3)普及啓発活動 依存症等に関する普及啓発活動</p> <p>(4)相談活動 依存症に関する問題の相談を受ける活動及びその支援活動</p>
補助(委託等) 対象事業者の 種類	<p>補助事業者は、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1)依存症問題を抱える当事者又はその家族により構成される団体</p> <p>(2)公益社団法人、公益財団法人又は地域団体</p>
補助率・補助額・ 補助対象経費 (委託金額・委託 料対象経費)	<ul style="list-style-type: none"> ・補助率:4分の3 ・補助対象限度額:1団体当たり50万円 ・補助対象経費:事業を行うために必要な賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料及び広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費若しくは負担金
申請手続・申請 時期	別記第1号様式による補助金交付申請書に関係書類を添えて提出する。
その他留意事項	
問い合わせ先	<p>子ども・福祉政策部 障害保健支援課 担当者名:川谷</p> <p>電話:088-823-9669 FAX:088-823-9260</p> <p>メールアドレス:060801@ken.pref.kochi.lg.jp</p>

別記

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

高知県知事

様

申請者

住所

氏名

生年月日

補助金交付申請書

高知県依存症対策支援事業費補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

補助金交付申請額 金 円

（関係書類）

- 1 所要額調書（別紙1-1）
- 2 事業計画書（別紙1-2）
- 3 所要額内訳書（別紙1-3）
- 4 歳入歳出予算（見込み）書の抄本
- 5 その他添付書類 構成員名簿（当事者及びその家族が含まれることが分かる名簿）等
- 6 県税の滞納がないことを証する証明書

又は

県税完納情報の提供に係る同意書（※1）及び本人確認書類の写し（※2）

※1：税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第4号様式。

※2：補助事業者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。

補助事業者が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。

（注）マイナンバーカードは表面のみコピー（裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする。）、健康保険証の保険者番号及び被保険者等記号・番号は復元できない程度にマスキング処理を施す等してください。

令和7年度高知県出会いのきっかけ応援事業費補助金

事業種別	補助事業							
事業の目的	<p>少子化対策の一環として、出会いや結婚への支援を望んでいる独身者の希望を叶えるため、「高知家の出会い・結婚・子育て応援団」として登録されている団体が実施する「出会いのきっかけ応援事業」のうち、知事が認める事業に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。</p>							
補助(委託等)対象事業の概要	<p>応援団として登録した民間の非営利団体等が、県内に在住し、若しくは在勤し、又は将来高知県に住む希望がある20歳以上の独身者を対象に公募により実施する「高知家の出会い・結婚・子育て応援団等イベント実施要領」に基づいた交流事業。(ただし、国又は県の他の補助事業として採択された事業を除く。)</p>							
補助(委託等)対象事業者の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・県内に活動の本拠地を有し、補助事業を実施する体制が確保されていること。 ・団体として独立した経理を行っていること。 ・県税の滞納がないこと。 ・宗教活動又は政治活動を主たる目的とした団体でないこと。また、特定の公職者(候補者を含む)または政党を推薦、支持若しくは反対することを目的としたものでないこと。 ・暴力団またはその構成員の利益になる活動を行うものでないこと。 ・個人情報適切に管理できること。 							
補助率・補助額・補助対象経費(委託金額・委託料対象経費)	<p>【補助率】 定額 【募集事業数】 20団体程度 ※1団体による2回以上のイベント実施可 【補助要件、補助限度額、補助対象事業費】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">補助対象事業</th> <th style="text-align: center;">補助上限額</th> <th style="text-align: center;">補助対象経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">補助事業者(高知家の出会い・結婚・子育て応援団)が公募により実施するイベント実施要領に基づいた交流事業</td> <td style="text-align: center;">1事業につき 10万円 ※</td> <td style="text-align: center;">報償費、旅費、需用費(食糧費及び賄材料費を除く。)、役務費、委託料並びに使用料及び賃借料</td> </tr> </tbody> </table> <p>※下記1～3を満たすイベントを実施する場合は、1事業当たり10万円をそれぞれ加算。 1 マッチングを行うイベントを実施する場合 2 参加者の対象年齢を20～34歳の範囲で、5歳もしくは10歳区切りに設定する場合 3 1回につき、募集定員100名以上のイベントを実施する場合</p>		補助対象事業	補助上限額	補助対象経費	補助事業者(高知家の出会い・結婚・子育て応援団)が公募により実施するイベント実施要領に基づいた交流事業	1事業につき 10万円 ※	報償費、旅費、需用費(食糧費及び賄材料費を除く。)、役務費、委託料並びに使用料及び賃借料
補助対象事業	補助上限額	補助対象経費						
補助事業者(高知家の出会い・結婚・子育て応援団)が公募により実施するイベント実施要領に基づいた交流事業	1事業につき 10万円 ※	報償費、旅費、需用費(食糧費及び賄材料費を除く。)、役務費、委託料並びに使用料及び賃借料						
申請手続・申請時期	<p>【申請手続】 事前確認票提出後、イベント等実施の60日前までに補助金交付申請書により申請</p> <p>【申請時期】 R7.4～R8.1(※予算額に達した時点で受付終了)</p>							
その他留意事項	<p>申請にあたっては、「高知家の出会い・結婚・子育て応援団」への登録が条件</p>							
問い合わせ先	<p>子ども・福祉政策部 子育て支援課 担当者名:小西、中平 電話 088-823-9717</p>							

高知県子ども食堂支援事業

事業種別	補助事業
事業の目的	食事の提供を通じて、子どもや保護者の居場所となるとともに、保護者の孤立感や負担感を軽減する場、地域における見守りの場としての機能が期待される「子ども食堂」の取組を県内全域に普及・定着させる。
補助(委託等)対象事業の概要	別紙参照
補助(委託等)対象事業者の種類	高知家子ども食堂登録制度実施要綱による登録制度に基づき、登録された「高知家子ども食堂」の設置及び運営を行うもの。(市町村以外)
補助率・補助額・補助対象経費(委託金額・委託料対象経費)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 子ども食堂の開設経費 <ol style="list-style-type: none"> ①初期経費として必要な消耗品費、備品購入費及び10万円未満の改修に要する経費(定額、1箇所当たり10万円以内) ②改修に要する経費(定額、1箇所当たり15万円以内) ③移転する際における施設等の改修に要する経費(定額、1箇所当たり15万円以内) 2. 子ども食堂の運営に要する経費(定額、1回当たり8,500円以内) 3. 子ども食堂の運営に要する備品を購入する経費(定額、1箇所当たり5万円以内) 4. 子ども食堂における衛生管理の整備に要する経費(保険料及び腸内細菌検査料及び食品衛生責任者養成講習会受講料)(定額、実際に要した経費) 5. 子ども食堂における子育て支援及び学習支援に要する経費(定額、1箇所当たり2万円以内) <ol style="list-style-type: none"> ①子育て支援に関する講話並びに体験活動に係る講師への謝金及び旅費 ②学習支援を行う者への謝金及び旅費 6. 子ども食堂における感染症拡大防止に要する経費(備品購入費、消耗品費)(定額、1箇所当たり80,000円以内) 7. 子ども食堂における広報に要する経費(定額、1箇所当たり(定額、1箇所あたり22,000円以内) 8. 子ども食堂において行事食を提供するために必要な経費(定額、1箇所当たり33,000円以内)
申請手続き・申請時期	高知家子ども食堂登録制度により、高知家子ども食堂の設置者及び運営者として登録されたあと随時。
その他留意事項	<p>詳細は子ども家庭課HPをご覧ください。</p> <p>https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/060401/kochikekodomosyokudou.html</p>
問い合わせ先	<p>子ども・福祉政策部子ども家庭課 担当者名:木戸、西森</p> <p>電話 088-823-9637 FAX 088-823-9658</p> <p>メールアドレス 060401@ken.pref.kochi.lg.jp</p>

高知県子ども食堂支援事業費補助金の対象事業

高知家子ども食堂登録制度

- ◆「子ども食堂」の活動・開催状況等を広報するため、一定の要件を満たした「子ども食堂」を県に登録する「子ども食堂登録制度」を設置
- ◆「補助金」による助成を受ける場合には、「子ども食堂登録制度」への登録を必須

1 補助事業者

- ◆次の要件を満たす団体
(市町村を除く、法人格の有無を問わない)
 - ・会則等を備えていること
 - ・当事業について、独立した経理を行っていること
 - ・政治活動を主たる目的とした団体でないこと
 - ・特定の公職者(候補者を含む)又は政党を推薦、支持又は反対をすることを目的とした団体でないこと
 - ・関係者及び関係団体に暴力団員及び暴力団がないこと

2 補助対象事業

- ◆高知県において食事の提供を行う以下に該当する事業
 - 事業の対象者
 - ・18歳未満の子どもが必ず参加し、参加する子どもを家庭環境等により限定しない
 - 参加者からの費用徴収
 - ・18歳未満の子どもからの費用徴収は、1食あたり300円未満
 - 開催頻度、開催時間
 - [定期開催の場合]
開催頻度：月1回以上 開催時間：1回あたり3時間以上
補助上限：月5回
 - [公立小学校の長期休暇期間のみ開催の場合]
開催頻度：夏休みは6回以上、春・冬休みは2回以上
補助上限：週3回 開催時間：1回あたり3時間以上
 - 安全・安心の確保
 - ・食中毒や事故等に対応できる保険等への加入
 - ・食品営業許可 or 高知県福祉目的の食事提供行為における食品衛生管理指針の遵守
 - ・調理師免許等有資格者の配置 or 食品衛生責任者講習会の受講 or 保健所が行う研修会等への参加
 - ・アレルギー対策の明記
 - ・防犯、防災、事故への対策
スタッフによる注意、注意事項の掲示、台風時の開催の有無、避難場所の確認
 - その他
 - ・市町村、市町村社協と連携して実施すること
 - ・実施会場において、いじめ、非行、児童虐待、児童への強制労働、政治活動、宗教活動、物品の売りつけを行わないこと、また参加者が行わないように配慮すること
 - ・スタッフによる注意、注意事項の掲示
 - ・子ども食堂内での飲酒、喫煙を禁止すること
 - ・営利を目的としたものでないこと

※見守りについて

- ・開設・運営手引書やスタッフ研修、地域連絡会等において見守りの方法を説明・協力依頼

高知県産業振興推進総合支援事業費補助金

事業種別	補助事業																												
事業の目的	産業振興計画を効果的に実行するため、商品の企画及び開発、加工、販路拡大等、生産段階から販売段階までの取組、観光産業の振興に資する取組等を総合的に支援することを目的とする。																												
補助対象事業の概要	別紙参照																												
補助対象事業者の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村、一部事務組合 ・ 農業協同組合、森林組合、漁業協同組合 ・ 公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人 ・ 特定非営利活動法人 ・ 中小企業者(個人事業者含む)、中小企業団体 など 																												
補助率・補助額・補助対象経費	別紙参照																												
申請手続・申請時期	一般事業及び特別承認事業は、高知県産業振興推進総合支援事業費補助金審査会において、事業の適格性等について審査を受けていただく必要があります。(審査会の開催は原則として月1回開催)																												
その他留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として市町村を通じた間接補助のため、市町村の予算措置が必要です。 ・ 詳細は産業政策課HPをご覧ください。 https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2016071400098/ 																												
問い合わせ先	<p>産業振興推進部 産業政策課 地域産業担当 電話 088-823-9334 FAX 088-823-9255 メールアドレス 120801@ken.pref.kochi.lg.jp</p> <p>又は、各地域産業振興監駐在所</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">安芸地域</td> <td style="width: 20%;">電話 0887-34-1270</td> <td style="width: 20%;">FAX 0887-34-1271</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td>物部川地域</td> <td>電話 0887-57-0015</td> <td>FAX 0887-57-0016</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高知市地域</td> <td>電話 088-872-5885</td> <td>FAX 088-872-5887</td> <td></td> </tr> <tr> <td>嶺北地域</td> <td>電話 0887-70-1015</td> <td>FAX 0887-70-1016</td> <td></td> </tr> <tr> <td>仁淀川地域</td> <td>電話 088-852-7256</td> <td>FAX 088-852-7257</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高幡地域</td> <td>電話 0889-40-0205</td> <td>FAX 0889-40-0206</td> <td></td> </tr> <tr> <td>幡多地域</td> <td>電話 0880-35-8616</td> <td>FAX 0880-35-8617</td> <td></td> </tr> </table>	安芸地域	電話 0887-34-1270	FAX 0887-34-1271		物部川地域	電話 0887-57-0015	FAX 0887-57-0016		高知市地域	電話 088-872-5885	FAX 088-872-5887		嶺北地域	電話 0887-70-1015	FAX 0887-70-1016		仁淀川地域	電話 088-852-7256	FAX 088-852-7257		高幡地域	電話 0889-40-0205	FAX 0889-40-0206		幡多地域	電話 0880-35-8616	FAX 0880-35-8617	
安芸地域	電話 0887-34-1270	FAX 0887-34-1271																											
物部川地域	電話 0887-57-0015	FAX 0887-57-0016																											
高知市地域	電話 088-872-5885	FAX 088-872-5887																											
嶺北地域	電話 0887-70-1015	FAX 0887-70-1016																											
仁淀川地域	電話 088-852-7256	FAX 088-852-7257																											
高幡地域	電話 0889-40-0205	FAX 0889-40-0206																											
幡多地域	電話 0880-35-8616	FAX 0880-35-8617																											

高知県産業振興推進総合支援事業費補助金について

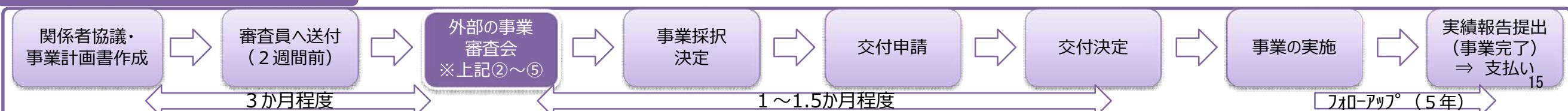
(1) 事業の目的

地域アクションプラン等産業振興計画に位置付けられた事業等を対象に、商品の企画及び開発、加工、販路拡大等、生産段階から販売段階までの取組、観光産業の振興に資する取組等を総合的に支援することで、地域資源を有効に活用し付加価値を高め、事業実施主体に止まらず、地域の関連事業者や産業へ雇用創出、所得向上等の経済波及効果を生み出すことを目的とする。

(2) 補助制度の概要

事業区分	①ステップアップ事業		②一般事業			③特別承認事業	④中山間地域雇用創出事業	⑤雇用奨励金事業	⑥外部人材活用支援事業	⑦地域産業課題解決支援事業
	トライアル分	通常分	通常分	特別分	企業等通常分					
事業内容	事業等の立上げ段階又は試行段階にある取組（主にソフト事業）を支援		県の産業振興に資する本格的な施設整備等に係る取組（主にハード事業）を支援			国等事業を活用して実施する取組への継直し補助	中山間地域等において、過去に②、③を活用している既存事業の規模拡大に向けた取組を支援	設備投資に伴い、新たに34歳以下の者を正規雇用した場合に雇用奨励金を交付	専門人材のノウハウ等を活用し既存事業の飛躍的な成長を図る取組を支援	専門家からの指導等を着実に実行に移すためのさらなる後押し支援
事業実施主体	市町村等、地域団体、中小企業等、任意団体、その他法人 ※原則として、市町村を通じた間接補助					※①ステップアップ事業：直接補助も可能 ※③特別承認事業：補助を受けようとする国等の規定による ※④過去に一般事業又は特別承認事業を活用した事業実施主体（市町村等を除く） ※⑤外部人材活用支援事業：市町村等・地域団体のみが対象、直接補助も可能				
補助率	2/3以内	1/2以内	1/2以内	2/3以内	1/2以内	最大2/3まで高上げ (国等の事業への継直し) ※企業等は1/2以内	1/3以内 (市町村負担1/6以上)	定額	1/2以内	1/2以内
補助限度額	50万円 (下限10万円)	200万円 (下限10万円) ※トライアル分は当該補助額を引いた額	5,000万円 (下限なし) ※別途要件を満たす場合は加算措置あり(拠点加算: 5,000万円)			5,000万円 (下限なし)	3,333万円 (下限なし)	新規雇用人数 1人あたり100万円 ただし事業採択した事業計画書の雇用人数を上限とする(下限100万円)	500万円 (下限50万円)	500万円 (下限10万円)
主な補助要件	<ul style="list-style-type: none"> ○事業実施主体の体制 ○事業のサポート体制 ○ビジネス意識の高さ ○事業計画の内容の適正 ○投資にふさわしい効果が期待できる ○産業振興AD(発掘支援型)の活用(トライアル分のみ) 		<ul style="list-style-type: none"> ○地域資源の活用及び付加価値向上、投資効果1.0以上 ○新たなビジネス手法の導入や仕組みづくり、新分野・新事業への進出 ○直接雇用、受益者の発生(ほか) 【企業等通常分の場合は別途要件付与】 ・主要原材料等の県内産割合80%以上 ・売上額及び付加価値額の向上(5年で5%以上アップ) (ほか)			<ul style="list-style-type: none"> ○地域資源の活用及び付加価値向上 ○新たなビジネス手法の導入や仕組みづくり、新分野・新事業への進出 ○直接雇用、受益者の発生 (ほか)	<ul style="list-style-type: none"> ○一般事業(企業等通常分)の補助要件を達成していること ○正規雇用1名以上(3年以内) ○売上額の目標達成(一般事業等の売上額の目標達成かつ経常利益の発生) ○給与支給総額の増加(翌年度までに4.0%以上) ○ワークライフバランスの推進(次世代育成、年休、女性活躍の認証) (ほか)	<ul style="list-style-type: none"> ○34歳以下の正規雇用(3年以内) ○給与支給総額の増加(翌年度までに4.0%以上) ○ワークライフバランスの推進(次世代育成、年休、女性活躍の認証) 	<ul style="list-style-type: none"> ○取組内容の適正 ○専門人材のノウハウ活用準備 ○具体的な計画 ○事業計画の内容の適正 (ほか)	<ul style="list-style-type: none"> ○過去に②③を活用した取組 ○過去3年以内に産業振興AD(課題一貫支援型)を活用して指導等を受けた取組 (ほか)
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ○市場調査等事業 ○商品・技術開発等事業 	<ul style="list-style-type: none"> ○市場調査等事業 ○商品・技術開発等事業 ○販路開拓・販売促進等事業 ○観光交流促進等事業 ○施設・設備等整備事業(「①ステップアップ通常分」は活用に別途要件あり) 	国等事業の交付要綱等で規定する経費			<ul style="list-style-type: none"> ○市場調査等事業 ○商品・技術開発等事業 ○販路開拓・販売促進等事業 ○観光交流促進等事業 ○施設・設備等整備事業 	②、③、④を活用した事業実施主体が、正規職員として6月以上継続して雇用した34歳以下の新規雇用者を対象	産業振興ADによる支援を受け、その指導を生かして課題解決を図るために必要な経費 <ul style="list-style-type: none"> ○施設・設備等整備 ○報償費 ○委託料 ○活動費(旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費等) 	外部の専門人材のノウハウ等の活用に必要な経費 <ul style="list-style-type: none"> ○報償費 ○委託料 ○活動費(旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費等) 	
審査等	内部審査 (地域本部・産業政策課)		外部審査 (専門の見地を有する者で構成される「事業審査会」において事業の意義・効果・継続性・コンプライアンス等を審査)					内部審査 (地域本部・産業政策課)		

(3) 補助事業に係る基本的な流れ



高知県新事業創出支援事業費補助金

事業種別	補助事業
事業の目的	革新的なアイデアを用いた、新製品や新サービスの事業化のための実証実験(現場で運用等を行い、その結果を検証して技術の高度化や使用環境に応じて改修等を行い、社会実装を目指すもの。)及び製品開発等に係る取組を支援するもの。
補助(委託等)対象事業の概要	<p>【実証等支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アイデアや技術の実現可能性検証のための実証 ・市場調査 ・製品・サービスの運用についての実証 <p>【製品開発支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・革新的な技術やアイデアを用いたイノベーション・新事業の創出につながる製品・サービス等の開発 ・補助事業終了後、1年以内に事業化が見込めるもの
補助(委託等)対象事業者の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・県内外民間企業等 ・県内民間企業等と、県外民間企業等又は県内外大学等の2者以上によるコンソーシアム <p>(注)コンソーシアムの場合、コンソーシアム協定を締結すること。</p>
補助率・補助額・補助対象経費(委託金額・委託料対象経費)	<p>①補助率 2分の1以内</p> <p>②補助額</p> <p>【実証等支援】 上限100万円、下限50万円</p> <p>【製品開発支援】 上限750万円、下限100万円</p> <p>③補助対象経費</p> <p>【実証等支援】 機械装置費、謝金、旅費、原材料費、外注費、特許等関連経費、委託費、その他諸経費</p> <p>【製品開発支援】 機械装置費、労務費、事業費(謝金、旅費、原材料費、外注費、特許等関連経費、委託費、その他諸経費)</p>
申請手続・申請時期	<p>申請受付期間:令和7年5月1日(木)～令和7年6月25日(水)</p> <p>審査委員会実施予定月:7月中旬</p> <p>※詳細な申請手続・申請時期については、当課HPで随時公開する。</p>
その他留意事項	
問い合わせ先	<p>産業振興推進部 産業イノベーション課 担当者名 武樋、川田</p> <p>電話 088-823-9781 FAX 088-821-7112</p> <p>メールアドレス 121701@ken.pref.kochi.lg.jp</p>

高知県地域課題解決起業支援事業費補助金

事業種別	補助事業
事業の目的	社会的事業分野において、本県で起業を行う者及びSociety5.0関連業種等の付加価値の高い産業分野での事業承継又は第二創業するなど、地域の社会的課題解決につながる効果的な起業を促進するもの。
補助(委託等) 対象事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・高知県内において起業する社会的事業 ・高知県内においてSociety5.0関連業種等の付加価値の高い産業分野で事業承継又は第二創業する社会的事業 例:地域活性化関連、まちづくり推進、子育て支援、社会的教育関連、買い物弱者支援等
補助(委託等) 対象事業者の 種類	次に掲げる項目の全てに該当する者。ただし、法人が既存事業とは異なる新事業を行う法人を設立する場合は、過去の事業実績により補助事業者として適格かどうかの判断を行うものとする。 (1)こうちスタートアップパーク(起業支援事業)の会員であること。ただし、法人が事業承継又は第二創業する場合はこの限りではない。 (2)県が指定する起業支援プログラムを補助事業完了日までに修了すること。 (3)高知県内に居住している者又は補助事業完了日までに高知県内に居住する者であること。 (4)補助金交付決定日以降に、令和8年1月31日又は補助事業完了日までに起業、事業承継又は第二創業を行う者(補助金の交付決定日の属する年度より前に所得税法第229条に規定する「個人事業の開業・廃業等届出書」による税務署への届出又は法務局への法人登記を行った者を除く。)であること。
補助率・補助額・ 補助対象経費 (委託金額・委託 料対象経費)	①補助率 2分の1以内 ②補助額 通常枠:上限200万円、下限60万円 中山間地域枠※:上限100万円、下限30万円 ※中山間地域…高知市を除く33市町村及び高知市の土佐山・鏡地域 <注意事項> ・同時に複数の区分での申請はできません ・補助申請額が100万円を超える場合は、金融機関からの融資調達が必須です ③補助対象経費 人件費、謝金、旅費、需用費、印刷製本費、修繕費、役務費、委託費、使用料及び賃貸料、原材料費、備品購入費、負担金等

<p>申請手続・申請 時期</p>	<p>申請受付期間:令和7年4月1日(火)~令和7年9月30日(火) 審査会実施予定月:6月、8月、10月(計3回) 各審査会の前月15日までに申請を受け付けた申請書について審査 (10月審査のみ前月末までに申請を受け付けた申請書について審査)</p>
<p>その他留意事項</p>	
<p>問い合わせ先</p>	<p>産業振興推進部 産業イノベーション課 担当者名 大藪、樋口 電話 088-823-9781 FAX 088-821-7112 メールアドレス 121701@ken.pref.kochi.lg.jp</p>

高知県ヘルスケア産業実証実験支援事業費補助金

事業種別	補助事業
事業の目的	県内市町村と県内外の民間企業や大学等が連携して実施する、デジタル技術等を活用したヘルスケア関連の新製品や新サービスの事業化のための実証実験(ヘルスケア分野の製品やサービスについて、県内市町村で運用を行い、その結果を検証して技術の高度化や使用環境に応じた改修等を行い、社会実装を目指すもの。)を支援するもの。
補助(委託等) 対象事業の概要	デジタル技術等を活用したヘルスケア関連の新製品及び新サービスの事業化のための実証実験
補助(委託等) 対象事業者の 種類	県内市町村又は県内医療機関と、県内外の民間企業及び大学等で構成されるコンソーシアム なお、コンソーシアムの構成員のうち、幹事者のエントリーする事業が高知県ヘルスケアイノベーションプロジェクトの支援案件であること。
補助率・補助額・ 補助対象経費 (委託金額・委託 料対象経費)	①補助率 2分の1以内 ②補助額 上限500万円、下限100万円 ③補助対象経費 機械装置費、労務費、事業費(謝金、旅費、原材料費、外注費、特許等関連経費、委託費、その他諸経費)
申請手続・申請 時期	申請受付期間: 令和7年4月1日(火)～令和7年4月25日(金) ※企画提案書提出期限は令和7年5月8日(木) 審査委員会開催日: 令和7年5月26日(月)
その他留意事項	
問い合わせ先	産業振興推進部 産業イノベーション課 担当者名 菊池、西岡 電話 088-823-9781 FAX 088-821-7112 メールアドレス 121701@ken.pref.kochi.lg.jp

高知県デジタル技術活用促進事業費補助金

事業種別	補助事業((公財)高知県産業振興センターを通じた間接補助)
事業の目的	物価高騰によって実質的な賃金が減少している中、給与等の増額又は非正規雇用労働者の正規雇用転換を行う県内中堅企業及び中小企業者等のデジタル技術や省力化機械装置への投資を通じた生産性向上の取り組みを支援
補助対象事業の概要	<p>①一般枠: 生産性向上に資するITツールや機械装置の導入等を行う事業</p> <p>②加速枠: 先進的またはイノベーション創出につながる取り組みで、生産性向上に資するITツールや機械装置の導入等を行う事業</p> <p>③国補助金上乘せ枠: 国の「IT導入補助金」、「ものづくり補助金」、「中小企業省力化投資補助金」の対象事業</p>
補助対象事業者の種類	県内中堅企業及び中小企業者等(特定非営利活動法人を含む)
補助率・補助額・補助対象経費	<p><補助率・補助額></p> <p>①一般枠:1/2以内 下限10万円～上限450万円</p> <p>②加速枠:1/2以内 450万円超～上限2,500万円</p> <p>③国補助金上乘せ枠 1/12～1/4以内(国補助金との合計で3/4以内) 上限1,000万円</p> <p><補助対象経費></p> <p>①一般枠、②加速枠 ソフトウェア、ハードウェア(機械装置含む)の導入にかかる経費</p> <p>③国上乘せ補助枠 補助対象の国補助金の交付決定を受けた際に補助対象と認められた経費</p> <p><補助要件></p> <p>①一般枠、②加速枠</p> <p>ア 給与支給総額の増加又は非正規雇用労働者の正規雇用転換</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給与支給総額の増加 ①一般枠:1.5%/年、②加速枠:4.0%/年 ・正規雇用転換 ①一般枠:1名以上、②加速枠:2名以上 <p>イ 付加価値額の増加 ①一般枠:1.5%/年、②加速枠:3.0%/年</p> <p>ウ 事業計画(事業戦略、経営計画等)の策定</p> <p>エ デジタル化計画の策定</p> <p style="text-align: center;">※小規模事業者が補助金額100万円以下の申請を行う場合は、上記ア及びウの要件を省略可能</p> <p>③国補助金上乘せ枠 「IT導入補助金」、「ものづくり補助金」、「中小企業省力化投資補助金」において、補助事業の「実施場所」を高知県として交付決定を受けていること</p>

<p>申請手続・申請 時期</p>	<p><申請手続> 関係書類を添えて補助金交付申請書を提出</p> <p><申請時期></p> <p>①一般枠 一次公募:令和7年4月10日(木)~5月14日(水)17:00【必着】 二次公募:令和7年6月上旬頃(予定) 三次公募:令和7年7月下旬(予定)</p> <p>②加速枠 令和7年4月10日(木)~5月14日(水)17:00【必着】</p> <p>③国補助金上乘せ枠 令和7年4月10日(木)~8月29日(金)17:00【必着】 ※随時受付し、予算に達し次第終了</p>
<p>その他留意事項</p>	<p>詳細は、(公財)高知県産業振興センターのホームページをご確認ください。</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>(公財)高知県産業振興センター デジタル技術活用促進事業事務局 TEL:088-846-7087 E-Mail:digi-sho@joho-kochi.or.jp URL:https://joho-kochi.or.jp/digital/hojokin.php</p>

高知県地域外プロフェッショナル人材活用促進事業費助成金

事業種別	補助事業((一社)高知県 UI ターンサポートセンターを通じた間接補助)
事業の目的	県内中堅企業及び中小企業者等の経営課題を解決できる外部のプロフェッショナル人材(プロ人材)の活用を支援
補助対象事業の概要	プロ人材活用に必要な人材紹介手数料や交通費、報償費などの経費の一部を助成
補助対象事業者の種類	①副業・兼業プロ人材活用促進枠 はじめて副業・兼業プロ人材を活用する県内中堅企業及び中小企業者等(特定非営利活動法人を含む) ②一般枠 副業・兼業以外のプロ人材又は2回目移行の副業兼業プロ人材を活用する県内中堅企業及び中小企業者等(特定非営利活動法人を含む)
補助率・補助額・補助対象経費	<補助率・補助額> ①副業・兼業プロ人材活用促進枠 助成率:4/5以内、助成上限額:50万円 ②一般枠 助成率:1/2以内、助成上限額:30万円 <補助対象経費> ①副業・兼業プロ人材活用促進枠 人材紹介会社への手数料、交通宿泊費、プロ人材の報酬(最大5ヶ月分) ②一般枠 人材紹介会社への手数料、交通宿泊費
申請手続・申請時期	<申請手続> 関係書類を添えて交付申請書を提出 <申請時期> 令和8年1月30日まで随時受付(先着順で予算の範囲内で実施)
その他留意事項	助成金の利用には、高知県プロフェッショナル人材戦略拠点(プロ拠点)の事前ヒアリングが必要となるため、まずはプロ拠点までお問い合わせください
問い合わせ先	(一社)高知県UIターンサポートセンター 高知県プロフェッショナル人材戦略拠点 TEL:088-855-7748 Mail:jinzai@iju-jinzai.kochi.jp URL:https://kochi-iju.jp/jinzai/pro/

高知県戦略的製品開発推進事業費補助金

事業種別	補助事業
事業の目的	独自性の高い製品開発に挑戦しようとする企業の裾野を広げることで、県内企業の製品・技術開発の量的拡大及び質的向上を図るため、製造業分野(食品、生物、医薬品、ソフトウェア製造事業を除く)における製品・技術の構想から企画立案、市場等の調査、試作開発、製品化等の開発に必要となる費用の一部を予算の範囲内で支援する。
補助(委託等)対象事業の概要	製造業分野(食品、生物、医薬品、ソフトウェア製造事業を除く)における製品・技術の構想から企画立案、市場等の調査、試作開発、製品化等の研究・開発事業
補助(委託等)対象事業者の種類	以下の要件を満たす者であり、県内に本社又は主たる事業所(支社や営業所、工場等)を有する事業者 (1)中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第2条第2項に規定する中小企業者等 (2)農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第4条に規定する農業協同組合、水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)第11条第1項に規定する漁業協同組合又は森林組合法(昭和53年法律第36号)第9条第1項に規定する森林組合 (3)産業競争力強化法(平成25年法律第18号)第2条第24項に規定する中堅企業者(製品開発事業(イノベーション推進枠)のみ)
補助率・補助額・補助対象経費(委託金額・委託料対象経費)	【補助率】 補助対象経費の2分の1以内 【補助限度額】 開発チャレンジ事業:100万円 製品開発事業(一般枠):1,000万円 製品開発事業(イノベーション推進枠)2,000万円 【補助対象経費】 共通:機械装置費、原材料費、外注加工費、委託費、その他事務費(謝金、旅費、事務費(会議費、会場賃借料、資料購入費等)、特許等取得費など) 製品開発事業のみ:直接人件費
申請手続・申請時期	【申請締め切り】 開発チャレンジ事業 令和7年5月、7月、10月、12月の各最終営業日17:00 製品開発事業 令和7年5月、8月、11月、令和8年1月の各最終営業日17:00 ※予算執行状況により早期に募集終了となることがあります。
その他留意事項	申請にあたっては製品開発支援チームの確認が必要となりますのでまずはご相談ください。 補助要件については別添「参考資料」をご確認ください。

問い合わせ先	商工労働部工業振興課 担当者名 岡野、萩 電話:088-823-9724 URL: https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2025040300154/
--------	---

令和7年度高知県戦略的製品開発推進事業費補助金

◆目的

県では製品開発に挑戦する企業を増やすとともに、独自性の高い製品や技術、付加価値の高い製品や技術の開発を後押しするため、製品・技術の構想から企画立案、調査、試作開発、製品化等の開発に必要な費用の一部を予算の範囲内で支援します。



◆事業概要

メニュー	補助率	補助上限 (申請時の下限)	事業 期間	補助要件		
				申請要件	新規性要件	売上要件
開発チャレンジ事業	1/2	100万円 (10万円)	1年 以内	製品構想書・製品企画書については、製品開発支援チームを統括する(公財)高知県産業振興センターの確認を受けたものであること 	-	
製品開発事業 (一般枠)		1,000万円 (50万円)	2年 以内		以下のうちいずれかを満たすこと ①県内初と見込まれるもの ②社会課題の解決に貢献するもの ③ユーザーの利便性を向上させるもの ④ユーザーの経済性を向上させるもの	開発する製品・技術による売上高が補助事業期間終了後5年以内に「5,000万円以上」または「総売上高(※)の5%以上」となる計画であること
製品開発事業 (イノベーション推進枠)		2,000万円 (50万円)			開発する製品・技術による売上高が補助事業期間終了後5年以内に「1億円以上」または「総売上高(※)の10%以上」となる計画であること	

※総売上高は主として営む事業に限る

◆スケジュール (予定)

メニュー	申請締切	審査会	交付決定
開発チャレンジ事業	令和7年5月、7月、10月、12月の各最終営業日17:00	申請受理翌月 ※開発チャレンジ事業 ⇒書面審査 ※製品開発事業 ⇒申請者によるプレゼン審査	審査会開催の翌月～翌々月 
製品開発事業	令和7年5月、8月、11月、令和8年1月の各最終営業日17:00		

※予算上限に達した場合は早期に申請受付を終了することがあります。

◆製品開発支援チーム

県内企業の製品・技術の開発について、その企画から開発に伴走支援する「製品開発支援チーム」を高知県産業振興センターや県内の公設試験研究機関等により構築し、技術的助言や構想・企画の磨き上げに関する相談対応を行っています。
事業の申請にあたっては製品開発支援チームの確認が必要となりますので、申請を検討されている場合、締切の1月前には裏面の問合せ先にご相談ください。



◆対象事業

メニュー	対象事業者	対象事業	取り組み例
開発チャレンジ事業	県内に本社又は主たる事業所（支社や営業所、工場等）を有する中小企業者等 ※製品開発事業のうちイノベーション推進枠は中堅企業も対象事業者となる	ものづくり分野における製品・技術の開発を目的とした、課題と方法が明確な取組	<ul style="list-style-type: none"> ■新製品開発・製品改良に向けた市場調査や部分試作 ■自社製品の知財取得 ■製品の開発に向けた専門家招聘 ■自社製品の軽微な改良に関する市場調査や試作（パッケージ変更、機能追加等） など
製品開発事業（一般枠、イノベーション推進枠）		ものづくり分野における付加価値の高い製品・技術の開発	<ul style="list-style-type: none"> ■新製品の開発 ■製品の量産・販売に向けた評価試験や工程設計 ■販売に向けた量産試作 など

◆対象経費

メニュー	対象経費	備考
共通	機械装置費	開発に必要な機械装置又は工具若しくは器具の購入等 （注）開発チャレンジ事業は取得価格50万円未満のものに限る。
	原材料費	原材料、副資材及び消耗品の購入に要する経費
	外注加工費、委託費	原材料等の再加工等を行う外注先への支払に要する経費 （注）外注加工費及び委託費の合算の上限は、補助対象経費の2分の1を超えない額とする。
	その他事務費	謝金、旅費、事務費（会議費、会場賃借料、資料購入費等）特許等取得費など
製品開発事業のみ	直接人件費	開発に直接従事する従業員（補助事業者と雇用関係が結ばれている者に限る）の製品・技術の開発業務時間に対応する人件費 （注）直接人件費の上限は一般枠が補助対象経費の3分の1、イノベーション推進枠が補助対象経費の2分の1を超えない額とする。

◆申請について

- 申請にあたっては、HP掲載の要綱及び要領を必ずご確認ください。
- 必要な書類は、高知県工業振興課のHPからダウンロードしてください。
- 申請書は紙媒体で高知県工業振興課にご提出ください。
【工業振興課ホームページ】



◆お問い合わせ

- 補助事業制度・申請に必要な書類等に関すること
〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号
高知県 商工労働部 工業振興課〔担当：岡野・荻〕
Tel：088-823-9724 E-Mail：150501@ken.pref.kochi.lg.jp



- 事業内容の技術的相談や申請書類の磨き上げ等に関すること
〒781-5101 高知県高知市布師田3992-2
公益財団法人 高知県産業振興センター
事業戦略・デジタル化推進部 事業戦略・デジタル化推進課
Tel：088-845-6600

※補助事業は、「補助金交付決定通知書」に記載した日以降に行うことが要件となります。
また、予算の上限に達する見込みとなった場合、期限前でも募集を終了することがあります。

事業戦略等推進事業費補助金

事業種別	補助事業
事業の目的	県内の中小企業者等の振興を図るため、人材の確保・養成及び販路開拓等による事業戦略、経営革新計画及び経営計画等の実現に向けた取り組みを支援する。
補助(委託等) 対象事業の概要	営業力強化、人材養成・人材確保による事業戦略、経営革新計画及び経営計画等の実現に向けた取り組み
補助(委託等) 対象事業者の 種類	以下の要件を満たす者であり、県内に本社又は主たる事業所(支社や営業所、工場等)を有する事業者 (1)中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第2条第2項に規定する中小企業者等 (2)農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第4条に規定する農業協同組合、水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)第11条第1項に規定する漁業協同組合又は森林組合法(昭和53年法律第36号)第9条第1項に規定する森林組合
補助率・補助額・ 補助対象経費 (委託金額・委託 料対象経費)	<p>【補助要件】 下記①～④のいずれかの要件を満たした計画を策定し、その計画に基づいた取り組みであること(申請する取り組みが計画に記載されていること)</p> <p>①高知県の承認を受けた経営革新計画を策定 ②高知県産業振興センターまたは高知県地産地消外商課が作成を支援した「事業戦略」の策定 ③県内商工会または商工会議所が作成を支援し認定した「経営計画」の策定 ④「これらに準ずる計画」(現状分析や今後5年程度の数値目標と行動計画を記載したもの)の策定</p> <p>【補助率】 補助対象経費の2分の1以内</p> <p>【補助限度額】 150万円(海外事業申請枠は200万円) ※海外展開促進のための海外拠点の拡充や海外人材の育成等の経費(グローバル枠)として、別途200万円の申請が可能 ※賃上げ要件を満たす場合は、最大100万円の加算が可能 ※申請下限10万円</p> <p>【補助対象経費】 (1)国内事業申請枠 国内事業等にかかるもので以下の事業 ①営業力強化推進事業 販路開拓のための自社小間での展示会出展や HP・動画作成、営業代行、シェアオフィスの利用等にかかる経費に活用できる事業</p>

	<p>②人材養成・人材確保事業 人材養成のための研修等にかかる経費、人材確保のための就職相談会出展やHP・動画作成、広告等にかかる経費に活用できる事業</p> <p>(2)海外事業申請枠 海外事業にかかるもので以下の事業</p> <p>①営業力強化推進事業 販路開拓のための展示会出展や HP・動画作成、営業代行、シェアオフィスの利用等にかかる経費に活用できる事業</p> <p>②人材養成・人材確保事業 人材確保のための就職フェアに出展する小間料や、社員研修のための受講料等にかかる経費に活用できる事業</p> <p>③海外販路開拓事業(グローバル枠) 海外展開促進のための海外拠点の確立・拡充や外国人材を活用した海外展開にかかる旅費や謝金、委託費等に活用できる事業</p> <p>※①～③は同時申請(上限 400 万円)可</p> <p>【事業期間】 1年以内</p>
申請手続・申請時期	<p>経営革新計画、事業戦略、経営計画等で定めた期間内に申請可能</p> <p>【受付期間】</p> <p>○国内事業申請枠: <1次募集>～令和7年4月25日 17時 ※予算状況により、2次以降の募集を実施</p> <p>○海外事業申請枠: 通年募集(毎月最終営業日17時締切、令和8年2月27日最終締切) ※予算状況により募集が終了する場合あり</p>
その他留意事項	
問い合わせ先	<p>高知県産業振興センター 経営支援・地産地消部 経営支援地産地消課 TEL:088-845-6600 FAX:088-846-2556 E-mail:kigyousinkou@joho-kochi.or.jp URL:https://joho-kochi.or.jp</p> <p>【経営革新計画の承認に関するお問い合わせ先】 高知県商工労働部工業振興課(TEL:088-823-9724)</p> <p>【事業戦略の策定に関するお問い合わせ先】 高知県産業振興センター 事業戦略・デジタル推進部 事業戦略・デジタル推進課 TEL:088-845-6600 FAX:088-846-2556</p> <p>【経営計画の認定に関するお問い合わせ先】 高知県商工労働部経営支援課(TEL:088-823-9698)</p>

高知県空き店舗対策事業費補助金

事業種別	補助事業
事業の目的	人口減少及び消費者ニーズの多様化により、県内商業が厳しい状況に置かれていることを踏まえ、商店街等の空き店舗への出店を支援することによって、県内各地域における商業の活性化並びに商業機能の維持、発展につなげることを目的としています。
補助(委託等)対象事業の概要	<p>中心商店街等の空き店舗を活用して行う商店街等のにぎわい創出に資する小売業、飲食業又はサービス業を行うために必要となる店舗改装費を支援する。ただし、次に掲げる条件を満たすものとする。</p> <p>(1)昼間営業を行うこと(12時～13時を含む、10時～16時までの3時間以上)</p> <p>(2)風俗営業または性風俗関連特殊営業に該当するものでないこと</p>
補助(委託等)対象事業者の種類	<p>出店者(新たに事業を営もうとする個人若しくは法人又は既存事業の拡大等を図る個人若しくは法人)及び商工団体等(商店街振興組合、商工会、商工会議所、事業協同組合及び商店街振興等の取組を進めるNPO)であって、次に掲げる要件をすべて満たすもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出店しようとする店舗が、自己所有の店舗でないこと。 ・店舗所有者と補助事業者とが、同居の親族、出資額50%を超えるいわゆる親会社等密接な関係にないこと。 ・国税、都道府県税及び市町村税並びに県に対する税外未収金債務を滞納していないこと。 ・許認可等が必要な事業について、該当する許認可等を取得していること。 ・出店計画の策定及び出店後において、商工会、商工会議所等の経営サポートを受け入れること。
補助率・補助額・補助対象経費(委託金額・委託料対象経費)	<p>【補助率】 補助対象経費の2分の1以内</p> <p>【補助限度額】 上限額 100万円 下限額 10万円</p> <p>【補助対象経費】 店舗改装費(必要最小限度の内外装整備)</p>
申請手続き・申請時期	<p>【受付期間】 令和7年4月1日(火)～令和7年12月26日(金)</p> <p>※予算の上限に達した場合、期間内に受付終了となる場合があります</p>
その他留意事項	まずは、ご相談ください。
問い合わせ先	<p>商工労働部 経営支援課 担当者名:豊永、長野(ちょうの)</p> <p>電話 088-823-9679 FAX088-823-9138</p> <p>メールアドレス 150401@ken.pref.kochi.lg.jp</p>

高知県中山間地域商業等機能維持支援事業費補助金

事業種別	補助事業
事業の目的	人口減少及び高齢化の進展により、商業機能の低下が著しい中山間地域において、空き店舗又は空き家を活用して出店する事業者を支援することで、地域に不可欠な店舗の存続を図り、地域住民の生活環境の維持・向上につなげることを目的としています。
補助(委託等)対象事業の概要	中山間地域において空き店舗又は空き家を活用して小売業等を行う出店者又は商工団体等であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。 (1)昼間営業を行うこと(12時～13時を含む、10時～16時までの3時間以上) (2)風俗営業又は性風俗関連特殊営業に該当するものでないこと
補助(委託等)対象事業者の種類	対象地域において空き店舗又は空き家を活用して小売業等を行う出店者(新たに事業を営もうとする個人若しくは法人又は既存事業の拡大等を図る個人若しくは法人)及び商工団体等(商店街振興組合、商工会、商工会議所、事業協同組合及びまちづくり事業の取組を進めるNPO)であって、次に掲げる要件をすべて満たすもの。 ・出店しようとする空き店舗又は空き家が自己所有物件の場合、交付申請前1年以内に取得した物件であること。 ・店舗所有者と補助事業者とが、同居の親族、出資額50%を超えるいわゆる親会社等密接な関係にないこと。 ・国税、都道府県税及び市町村税並びに県に対する税外未収金債務を滞納していないこと。 ・許認可等が必要な事業について、該当する許認可等を取得していること。 ・出店計画の策定及び出店後において、商工会、商工会議所等の経営サポートを受けること。 ・出店予定の建物が所在する市町村から、事業計画書に対する意見書を取得しているもの。
補助率・補助額・補助対象経費(委託金額・委託料対象経費)	【補助率】 補助対象経費の2分の1以内 【補助限度額】 上限額 500万円 【補助対象経費】 店舗改装費(必要最小限度の内外装整備)、設備導入費及び備品購入費、家賃(最大6ヶ月分)
申請手続き・申請時期	【受付期間】 令和7年4月1日(火)～令和7年12月26日(金) ※予算の上限に達した場合、期間内に受付終了となる場合があります
その他留意事項	まずは、ご相談ください。
問い合わせ先	商工労働部 経営支援課 担当者名:豊永、長野(ちょうの) 電話 088-823-9679 FAX088-823-9138 メールアドレス 150401@ken.pref.kochi.lg.jp

高知県観光振興推進総合支援事業費補助金

事業種別	補助事業
事業の目的	長期滞在につながる観光地域づくりを推進するため、市町村などが行う観光資源の磨き上げや、これらをつなぐ周遊促進の取組などを総合的に支援する。
補助(委託等) 対象事業の概要	※別紙「参考資料」①～⑤の事業 参照
補助(委託等) 対象事業者の 種類	市町村等を通じた間接補助
補助率・補助額・ 補助対象経費 (委託金額・委託 料対象経費)	※別紙「参考資料」参照
申請手続・申請 時期	随時(ただし、市町村等を通じた間接補助となるため、市町村との事前調整が必要となります。)
その他留意事項	
問い合わせ先	観光振興スポーツ部地域観光課 担当者名:片岡 電話 088-823-9706 FAX 088-823-9256 メールアドレス 020601@ken.pref.kochi.lg.jp

観光振興推進総合支援事業費補助金・地域観光振興交付金

現状・課題

- 地域の中核となる観光拠点への集客と拠点から地域への周遊が十分でない。
- 観光客の滞在や周遊促進に向けた取り組みが個々の施設・事業者等のレベルに留まっており、地域全体にまで経済効果が波及していない。
- 閑散期の入込減少対策が充分進んでいない。



支援事業のポイント

- 地域の周遊促進計画の作成を要件にすることで、滞在・交流型の観光を促進し、事業完了後も引き続き観光客の地域周遊・滞在による観光消費拡大につながるよう支援。
- 閑散期の入込数を増加させるためにも、より一層インバウンド受入を意識した観光需要の平準化の取組は重要。
- 周遊促進策やプロモーションは、整備完了前から早期の実施を促していくこととしている。

市町村にとって実質負担の軽減につながる地域観光振興交付金の活用促進

(1) 観光振興推進総合支援事業費補助金 145,207千円

目的

長期滞在中につなげる観光地域づくりを推進するため、市町村などが行う観光資源等の磨き上げや、それらをつなぐ周遊促進の取り組みなどを総合的に支援する。

- 補助事業者：①～⑤ 市町村等
- 補助率：1/2以内等 ※②は2/3以内（うち周遊促進による外貨獲得につながる事業戦略の作成に係る経費等については定額（50万円まで）※③は1/3以内

- ① **観光資源磨き上げ事業**（補助限度額：50,000千円（1補助事業当たり））
 - ・観光の拠点となる施設等の整備や、その拠点を中心とした地域での観光客の滞在日数・観光消費の拡大につながる取り組みへの補助
 - ・既存の観光資源のさらなる磨き上げや新たな「外貨を稼げる」観光資源の創出など、観光消費の拡大につながる取り組みへの補助
 - ・自然景観を生かした観光基盤の整備や、その自然景観を中心とした地域での観光消費の拡大につながる取り組みへの補助
 【R7年度予定】仁淀川町：ゆの森再整備事業 など
- ② **基本構想等作成支援事業**（補助限度額：5,000千円（1補助事業当たり））
 - 事業の骨格となる基本構想の構築や、周遊促進による外貨獲得につながる事業戦略の作成に係る経費への補助
 【R7年度予定】土佐町：早明浦湖を生かした体験型観光をインバウンド向けに推進するための事業戦略作成事業
- ③ **二次交通周遊支援事業**（補助限度額：4,000千円（1補助事業当たり））
 - 観光客の周遊に必要な二次交通の運行への補助
 【R7年度予定】四万十市：川バス・トローリーの運行事業
- ④ **外国人観光客等受入環境整備事業**（補助限度額：500千円～2,000千円（1補助事業当たり））
 - 外国人観光客等の受入環境を整備する取り組みへの補助
 【R7年度予定】香南市：弁天座外国人観光客受入環境整備事業 など
- ⑤ **観光資源創出ステップアップ支援事業**（補助限度額：100千円～2,000千円（1補助事業当たり））
 - 新たな事業の立ち上げや試行段階の取り組みへの補助

(2) 地域観光振興交付金 35,299千円 【債務負担52,666千円】

目的

地域が主体となった全国からの誘客につながる観光地域づくりを推進するため、産業振興計画に位置付けられた取り組みなどを対象に、市町村等において、国の財政支援制度（交付税措置のある地方債、「新しい地方経済・生活環境創生交付金」等）を活用して実施する観光拠点の整備や観光資源の発掘、磨き上げなどの取り組みを総合的に支援する。

- 交付先：市町村、一部事務組合又は広域連合
 - 交付額：国の財政支援制度に応じて算定
 - 交付対象経費：本交付金の算定対象事業に関連する事業に係る経費（減債基金等の基金への積立金、元利償還金等）
 - 交付年度：原則として、本交付金の算定対象となる事業の完了年度の翌年度に一括交付（最長5年間で交付）
- R2年度債務負担行為の現年化分：5,000千円（安田町：安田キャンプ場リニューアル整備事業）
 R4年度債務負担行為の現年化分：3,300千円（佐川町：おもちゃ美術館事業）
 R6年度債務負担行為の現年化分：26,999千円（香美市：美良布地区受入環境整備事業 など）
 R7年度債務負担行為の新設定分：52,666千円（室戸市：室戸岬観光施設整備事業 など）

観光振興推進総合支援事業費補助金と地域観光振興交付金を活用した場合の事業実施主体の実質負担の違い（一例）

補助金	観光振興推進総合支援事業費補助金		交付金	地域観光振興交付金	
	県補助金 (1/2)	過疎対策事業債		過疎対策事業債	交付金
	50.0%	50.0%	100.0%	18%	
	県補助金50% + 過疎債交付税措置35%		過疎債交付税措置70%	12%	
		実質負担 15%		実質負担 12%	

高知県特産農産物販売拡大総合支援事業費補助金

事業種別	補助事業
事業の目的	県内で生産された農産物及びそれらを使用した加工品の販売拡大、ブランド力の向上並びに生産振興を図ること
補助(委託等)対象事業の概要	<p>県内で生産された農産物及びそれらを使用した加工品の販売拡大、ブランド力の向上並びに生産振興に対して支援する。具体的には以下のような取組を対象としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①販売戦略会議等の開催 ②市場(消費・販売状況)調査 ③販売拡大やブランディングに係るアドバイザー等招へい ④イベントや商談会等の開催又は消費宣伝やフェアの開催 ⑤県内外の量販店や飲食店等での消費宣伝やフェアの開催 ⑥サンプル食材の提供 ⑦販売促進資材のデザイン及び製作 ⑧ブランド力向上に向けた取組 ⑨物流改善の取組 ⑩インターネット販売を活用した販売促進に係る取組 ⑪①～⑩に掲げるもののほか、事業実施に必要と認められるもの
補助(委託等)対象事業者の種類	<p>①市町村、②農業協同組合、③所属する生産者が複数市町村にまたがる団体、④県及び市町村単位の学校給食会、⑤有機農業に取り組む農業者が組織する団体</p> <p>※上記のうち、③・⑤は特定非営利活動法人も可</p>
補助率・補助額・補助対象経費(委託金額・委託料対象経費)	<p>【補助率】</p> <p>2分の1以内</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象事業者①、②、③、④ ・補助対象事業者⑤のうち当補助金の取組開始から3年目以降のもの。 <p>3分の2以内</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象事業者⑤のうち当補助金の取組開始から2年目以内のもの。 <p>【補助限度額等】</p> <p>原則、一補助事業者当たり100万円(補助金額は1,000円未満の端数を切り捨てる。)を限度に補助する。</p> <p>【補助対象経費】</p> <p>報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、その他事業実施に必要と認められる経費(事前に県と協議必要)</p>
申請手続・申請時期	<p>通年</p> <p>(ただし事業執行期間を勘案し、12月末までの申請が望ましい)</p>
その他留意事項	
問い合わせ先	<p>農業振興部農産物マーケティング戦略課 担当者名 中村・北村</p> <p>電話 088-821-4806</p>

こうち山の日推進事業

事業種別	補助事業
事業の目的	「こうち山の日」の制定趣旨に沿った普及啓発に資する取組を総合的に支援することを目的として実施する事業に要する経費に対し予算の範囲内で補助金を交付する。
補助(委託等) 対象事業の概要	(公社)高知県森と緑の会に当事業を補助。 事業の目的に沿った事業計画を(公社)高知県森と緑の会に申請し、審査のうえ選定された団体に対して事業実施に要した総事業費の一部を、当該補助金から支払う。 A.普及啓発活動支援事業 ア 森づくり(間伐、環境整備、植栽、竹林整備) イ 木使い(木工、木材普及) ウ 森林体験と学習(森林体験、森林環境学習) B.植樹活動支援事業 C.「緑の少年団」活動支援事業
補助(委託等)対象事業者の種類	市町村、教育委員会、一部事務組合、県内に事務局等を置く法人若しくは任意団体
補助率・補助額・補助対象経費 (委託金額・委託料対象経費)	A.(1)定額、10/10以内(事業実施主体が市町村等の場合は1/2以内) (2)補助限度額 25万円以内 B.(1)定額、10/10以内(事業実施主体が市町村等の場合は1/2以内) (2)補助限度額 50万円以内 C.(1)定額、10/10以内(事業実施主体が市町村等の場合は1/2以内) (2)補助限度額 20万円以内
申請手続き・申請時期	A.所定の様式により、令和7年5月中(一時募集)に(公社)高知県森と緑の会へ交付申請書一式を提出、企画選定委員会において事業内容を審査のうえ選定 B.C.所定の様式により、令和7年5月中(一時募集)に(公社)高知県森と緑の会へ交付申請書一式を提出、事務局が事業内容を審査のうえ採択
その他留意事項	
問い合わせ先	林業振興・環境部林業環境政策課 担当者名 牛嶋 電話088-821-4586 FAX088-821-4576 メールアドレス 030101@ken.pref.kochi.lg.jp

山の学習支援事業のうち山の一日先生派遣、宿泊型学習支援事業
(学校行事以外)

事業種別	補助事業								
事業の目的	本県の豊かな森林環境を子どもたちに気付かせ、その体験活動を通して生きる力を育む森林環境学習を推進する。(そのうち講師派遣や宿泊型自然体験に支援を行うもの。)								
補助(委託等)対象事業の概要	(公社)高知県森と緑の会に当事業を補助。 事業の目的に沿った事業計画を(公社)高知県森と緑の会に申請し、審査のうえ選定された団体に対して事業実施に要した総事業費の一部を、当該補助金から支払う。 (1)山の一日先生を派遣する事業 (2)宿泊型学習支援事業(学校行事以外)								
補助(委託等)対象事業者の種類	(1)市町村、市町村教育委員会、一部事務組合、県内に事務所等を置く法人若しくは任意団体又は県内に居住する個人 (2)市町村、市町村教育委員会、一部事務組合、県内に事務所等を置く NPO 法、社会福祉法人、青少年教育団体等								
補助率・補助額・補助対象経費(委託金額・委託料対象経費)	①補助率 定額(1)に掲げる事業で、事業実施主体が市町村等の場合は、事業実施に要する経費の2分の1以内) ②補助限度額 (1)に掲げる事業 75万円以内 (2)に掲げる事業 <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>対象児童生徒の数</th> <th>補助金額の上限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15人以上 20人以下</td> <td>25万円以内</td> </tr> <tr> <td>21人以上 40人以下</td> <td>35万円以内</td> </tr> <tr> <td>41人以上</td> <td>45万円以内</td> </tr> </tbody> </table>	対象児童生徒の数	補助金額の上限	15人以上 20人以下	25万円以内	21人以上 40人以下	35万円以内	41人以上	45万円以内
対象児童生徒の数	補助金額の上限								
15人以上 20人以下	25万円以内								
21人以上 40人以下	35万円以内								
41人以上	45万円以内								
申請手続き・申請時期	所定の様式により、7月下旬までに(公社)高知県森と緑の会へ事業計画書を提出、審査のうえ選定								
その他留意事項									
問い合わせ先	林業振興・環境部林業環境政策課 担当者名 牛嶋 電話088-821-4586 FAX088-821-4576 メールアドレス 030101@ken.pref.kochi.lg.jp								

森林・山村多面的機能発揮対策支援事業

事業種別	補助事業		
事業の目的	里山林の保全管理や資源を利用する活動を支援する国の里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金による地域の取組を支援する。		
補助(委託等)対象事業の概要	(公社)高知県森と緑の会に当事業を補助。 事業の目的に沿った事業計画を(公社)高知県森と緑の会に申請し、審査のうえ選定された団体に対して事業実施に要した総事業費の一部を、当該補助金から支払う。		
補助(委託等)対象事業者の種類	市町村等又は高知県内に事務局等を置く法人若しくは任意団体		
補助率・補助額・補助対象経費(委託金額・委託料対象経費)	種 類	(1) 国の交付単価又は交付率	(2) 県の交付単価
	①地域活動型(森林資源活用) 雑草木の刈払い・集積・処理・利用等	1ヘクタール当たり 120,000 円(初年度) 116,000 円(2年目) 112,000 円(3年目)	1ヘクタール当たり 20,000 円(初年度) 19,000 円(2年目) 18,500 円(3年目)
	②地域活動型(竹林資源活用) 雑草木、竹の伐採・搬出・処理・利用等	1ヘクタール当たり 332,000 円(初年度) 304,000 円(2年目) 276,000 円(3年目)	1ヘクタール当たり 55,000 円(初年度) 50,500 円(2年目) 46,000 円(3年目)
	③複業実践型 雑草木、間伐木等の伐採・運搬・処理等	1ヘクタール当たり 191,000 円(初年度) 176,000 円(2年目) 162,000 円(3年目)	1ヘクタール当たり 31,500 円(初年度) 29,000 円(2年目) 27,000 円(3年目)
	④機能強化 作業道等の作設・改修、鳥獣害防止柵の設置・補修等	1メートル当たり 800 円	1メートル当たり 100 円
	⑤関係人口創出・維持 地域外関係者の作業参加に係る調整等	年間当たり 50,000 円	年間当たり 8,000 円
	⑥活動推進費 現地確認、活動計画の検討・実施に係る調整・研修等	年間当たり 38,000 円	年間当たり 6,000 円
	(注):①、②及び③の交付単価は、活動計画の取組年度に応じて変動。		

高知県緑化促進事業費補助金

事業種別	補助事業
事業の目的	県民の森林に対する理解と関心を高め、緑を育み、守る活動につなげるため、幅広い県民に利用される公共的空間等を郷土樹種を用いて緑化する取組を支援する。
補助(委託等)対象事業の概要	郷土樹種を活用した、モデル的な緑化における植樹及び樹木展示に要する経費(樹木・プランター購入費、運搬費、土壌改良費、産業廃棄物運搬処理費(前生樹等がある場合、前生樹の撤去費用を含む。)、工事請負費及び設計・測量・調査委託料(ただし、外注した場合に限り補助対象経費とする。))
補助(委託等)対象事業者の種類	市町村及び市町村教育委員会(以下「市町村等」という。)、社会福祉法人、医療法人、財団法人、県内に事務所を置く企業、団体(政治団体又は宗教団体は除く。)等であって、補助事業完了後も責任をもって継続的に樹木の育成管理を行えるもの
補助率・補助額・補助対象経費(委託金額・委託料対象経費)	市町村等、教育・保育施設:10分の10以内 上限600万円/事業 その他:2分の1以内(ただし大企業に該当する場合は3分の1以内) 上限600万円/事業
申請手続き・申請時期	【申請手続き】所定の申請書類の提出による 【申請時期】:未定(県の高知県緑化促進事業事務取扱要領改正後)
その他留意事項	
問い合わせ先	林業振興・環境部 林業環境政策課 担当者名:西野 電話 088-821-4586 FAX 088-821-4576 メールアドレス 030101@ken.pref.kochi.lg.jp

申請手続き ・申請時期	所定の様式により、(公社)高知県森と緑の会へ申請書類一式を提出、企画選 定委員会において、申請内容を審査のうえ選定。(以降、当該予算状況により 追加募集あり)
その他留意 事項	
問い合わせ 先	林業振興・環境部 林業環境政策課 担当者名 田中 電話 088-821-4586 FAX 088-821-4576 メールアドレス 030101@ken.pref.kochi.lg.jp

高知県木の香るまちづくり推進事業費補助金

事業名	高知県木の香るまちづくり推進事業費補助金
事業種別	補助事業
事業の目的	木の良さを体感することで木材及び森林に関する理解と関心を深めてもらうため、「木の文化県構想」に基づく「木に親しむ」及び「木を活かす」活動の一環として、県産材を積極的に利用して多くの県民が利用する公共的空間等の整備を実施する団体等に対し、森林環境税を活用し補助金を交付する。
補助(委託等)対象事業の概要	○木材活用施設等整備 県内のPR効果の高い公的空間への木製品の導入及び内外装の木質化を行う ○学校関連環境整備 子供が利用する施設における教室等への木製品の導入及び内外装の木質化を行う
補助(委託等)対象事業者の種類	○木材活用施設等整備 社会福祉法人、医療法人、財団法人、県内に事務所を置く企業、団体等 ○学校関連環境整備 社会福祉法人、学校法人、財団法人、保育施設、教育施設等の設置者
補助率・補助額・補助対象経費(委託金額・委託料対象経費)	[補助対象] ○木材活用施設等整備 県内のPR効果の高い公的空間への木製品の導入経費及び内外装の木質化に係る経費 ○学校関連環境整備 児童・生徒が利用する木製の机、椅子、遊具等の導入経費及び保育室、教室等の木質化に係る経費 ※原則として高知県産木材のみ [補助率] 2分の1以内 下限:補助金額 25,000 円以上 上限:一施設当たりの限度額 400 万円、一事業者当たりの限度額 500 万円 ただし、小・中学校の内装木質化については限度額 1,000 万円
申請手続・申請時期	・4月から12月頃まで随時募集を実施。※申請書等様式はホームページからダウンロードできます。 ・10月頃に次年度の要望調査を実施。
その他留意事項	詳しくは、「木の香るまちづくり推進事業のご案内」のホームページをご覧ください。 (https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2025040300031/)
問い合わせ先	林業振興・環境部木材産業振興課 担当者名:岩郷・曾我 電話:088-821-4593 FAX:088-821-4594 メールアドレス:030501@ken.pref.kochi.lg.jp

令和7年高知県豊かな環境づくり総合支援事業費補助金

事業種別	間接補助事業
事業の目的	「高知県環境基本計画第五次計画」を効果的に実行するため、県の環境政策と連携した取組を総合的に支援する。
補助(委託等)対象事業の概要	<p>共通事項</p> <p>「高知県環境基本計画第五次計画」の方向性に沿った県内で行う取組であり、次の3つの基本戦略のいずれかに資すると認められる事業とする。</p> <p>(1)地球温暖化への対策</p> <p>(2)循環型社会への取組(3Rの推進等)</p> <p>(3)自然環境を守る取組</p> <p>1 一般事業 県内で行うハード事業又はソフト事業</p> <p>2 ステップアップ事業 県内で行うソフト事業</p>
補助(委託等)対象事業者の種類	<p>高知県内の次のいずれかに該当する団体</p> <p>(1)公益社団法人又は公益財団法人</p> <p>(2)県内で特定非営利活動を行う特定非営利活動法人</p> <p>(3)地球温暖化防止県民会議の会員(市町村を除く。以下「会員」という。)又は会員が代表構成員となる実行委員会が事業主体となり、高知県地球温暖化防止県民会議幹事会において適当であると認められた事業を行うもの</p> <p>(4)地域の多様な主体から構成された協議会</p> <p>(5)非営利の任意団体で規約等が定められており、継続的な活動が行われている団体又は構成員が継続的に行っている活動を引き継いで設立された団体</p>
補助率・補助額・補助対象経費(委託金額・委託料対象経費)	<p>1 一般事業</p> <p>補助率:定額</p> <p>補助額:1団体当たり10万円以上、50万円以下</p> <p>補助対象経費:委託料、工事請負費、備品購入費、負担金、事務費(※)</p> <p>※事務費…報償費(講師謝金など)、旅費、需用費(消耗品費、印刷費など)、役員費(通信費など)、使用料及び賃借料(会場借上料など)等。賃金、事務所賃借料、光熱水費など団体の運営に要する経費や寄付金、食糧費等は対象外です。</p> <p>2 ステップアップ事業</p> <p>補助率:定額</p> <p>補助額:1団体当たり20万円以内</p> <p>補助対象経費:負担金、事務費(※)</p> <p>※事務費…報償費(講師謝金など)、旅費、需用費(消耗品費、印刷費など)、役員費(通信費など)、使用料及び賃借料(会場借上料など)等。賃金、事務所賃借料、光熱水費など団体の運営に要する経費や寄付金、食糧費等は対象外です。</p>

<p>申請手続・申請 時期</p>	<p>申請手続き:申請書類の提出による。 申請時期:5月～(予定)</p>
<p>その他留意事 項</p>	<p>詳しくは、自然共生課ホームページ「豊かな環境づくり総合支援事業について」を ご覧ください。https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2024061700165/</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>林業振興・環境部 自然共生課 担当者名 森田 電話 088-821-4554 FAX 088-821-4530 メールアドレス 030701@ken.pref.kochi.lg.jp</p>